

荒川区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月18日

荒川区長 滝 口 学

荒川区規則第72号

荒川区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

第1条 荒川区歯科技工士法施行細則（平成9年規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（歯科技工所の開設届） 第2条 法第21条第1項前段の規定による歯科技工所の開設の届出は、別記第1号様式による。 <u>（歯科技工所番号の通知）</u> <u>第2条の2 歯科技工士法施行規則第13条第3項の規定による歯科技工所番号の通知は、歯科技工所番号通知書（別記第1号の2様式）により行うものとする。</u> （歯科技工所の休止、廃止及び再開届） 第4条 （略） （歯科技工所台帳） 第5条 区長は、歯科技工所台帳を備え、歯科技工所に関する次に掲げる事項を記載するものとする。 （1）及び（2） （略） （3） 歯科技工所の名称、<u>所在地及び歯科技工所番号</u> （4）及び（5） （略）	（歯科技工所の開設届） 第2条 法第21条第1項前段の規定による歯科技工所の開設の届出は、別記第1号様式により、<u>正副2通を提出しなければならない。</u> （歯科技工所の休止、廃止及び再開届） 第4条 （略） <u>2 前項の届書のうち、休止及び再開届については、それぞれ正副2通を提出しなければならない。</u> （歯科技工所台帳） 第5条 区長は、歯科技工所台帳を備え、歯科技工所に関する次に掲げる事項を記載するものとする。 （1）及び（2） （略） （3） 歯科技工所の名称<u>及び</u>所在地 （4）及び（5） （略）

第2条 荒川区歯科技工士法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号の2様式(第2条の2関係)

第 号
年 月 日

開設者住所

開設者名 様

荒川区長

歯科技工所番号通知書

歯科技工士法施行規則第13条第3項の規定により、下記の内容のとおり歯科技工所番号を通知いたします。

記

- 1 歯科技工所名称
- 2 歯科技工所所在地
- 3 開設届出年月日及び番号
- 4 歯科技工所番号

附 則

- 1 この規則は、令和８年１０月１日から施行する。
- 2 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第６３号）附則第３条の規定による歯科技工所番号の通知は、この規則による改正後の別記第１号の２様式により行うものとする。